

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十三年埼玉県告示第二百七十三号で告示した狭山都市計画公園事業（狭山市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

昭和四十八年二月六日から平成三十三年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし